

★ **登録申請** に必要とする書面

(日行連登録事務取扱規則 第3条第3項)

事務所の形態・権利関係		事務所の使用権を証する書面
事務所の所在地が自宅の所在地と同じ場合 (賃貸借の場合も含む)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己所有、賃貸借の場合 必要なし ・ 親族所有の場合 ① 「使用承諾書」
自宅以外の 独立事務所	自己所有 (親族所有を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ① 【建物所有者の住所、氏名の記載のあるもの】 建物登記簿謄本の写し もしくは 家屋課税台帳登録事項証明書の写し ② 「使用承諾書」 (自己所有の場合は不要)
	他人所有 (賃貸借)	③ 本人名義の「貸借契約書」の写し
	(転貸借)	<ul style="list-style-type: none"> ④ 上記 ① 書類 又は建物所有者と賃借人との賃貸借契約書の写し ⑤ 賃貸借人との「転貸借契約書」又は「使用承諾書」
合同事務所	自己所有 (親族所有を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ① 【建物所有者の住所、氏名の記載のあるもの】 建物登記簿謄本の写し もしくは 家屋課税台帳登録事項証明書の写し ② 「使用承諾書」 (自己所有の場合は不要) ③ 合同事務所届出書
	他人所有 (賃貸借、転貸借)	<ul style="list-style-type: none"> ④ 上記 ① 書類 (貸借契約書が本人名義の場合は不要) 又は建物所有者と賃借人との賃貸借契約書の写し ⑤ 賃貸借人との「転貸借契約書」の写し又は「使用承諾書」 ⑥ 合同事務所届出書
法人等の事務所内に行政書士事務所を設置する場合		<ul style="list-style-type: none"> ① 建物所有者と賃借人との賃貸借契約書の写し ② 賃貸借人との「転貸借契約書」の写し又は「使用承諾書」

場合により必要な書類	社員行政書士	既に設立されている行政書士法人の社員になろうとする場合	定款の写し (原本証明要)
		新たに設立しようとする行政書士法人の社員になろうとする場合	公証人役場にて認証を受ける予定の定款案 (原本証明要)
	使用人である行政書士	雇用契約書 「登録後行政書士業務に従事」の文言を明記	